

## 約款に関する規律と生命保険契約

日本生命保険 白砂竜太

### 1. はじめに

民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、約款に関する規律の創設、具体的には、約款の組入れ要件（約款を契約の内容とするための要件）、不意打ち条項規制（合理的に予測できない約款条項の組み入れ除外）、約款使用者による約款の変更、約款を対象とする不当条項規制が示されている。

生命保険契約は生命保険約款により取引され、取引の目的である「保障の内容」は約款で規定されている。保険約款中の保障の対象を限定する規定が、無効あるいは契約内容に組入れられないとされる場合、保険給付の対象が拡大することとなる。その影響は他の同種契約についても過去および将来に向かって及び、保険の技術的基礎である収支相等の原則、給付反対給付均等の原則を維持できなくなることも懸念される。

本報告では、中間試案で示された約款に関する規律が生命保険契約にどのように適用されるのか、検討することとしたい。

### 2. 第30, 1 約款の定義

中間試案は「約款」を「多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」と定義する。保険約款は上記の定義に該当するものと思われる。

なお、約款に関する規律は「中心部分」と「付随部分」について特に区別をしていない。生命保険約款中の「保障の内容」に関する規定が付随的な条項と同じ枠組みで規律されるのか問題となる。

### 3. 第30, 2 約款の組入れ要件の内容

中間試案は、約款が契約内容となるための要件を示している。既に一般的な生命保険契約においては、保険約款をご契約のしおりに合冊し、申込みに先立って保険契約者に交付する実務が定着している。申込書等では、生命保険契約が約款によることについて、言及していることが通例である。生命保険の一般的な取扱いにおいては、中間試案に示された組入れ要件を注書きのレベルで充足していると評価できるものと思われる。

一方、組入れに瑕疵があった場合、約款は組入れ要件によっては契約の内容とならず、また、中間試案では組入れの瑕疵の修補については特段の方法が示

されていない。生命保険契約においては、契約の主要な給付が約款に記述されており、組入れの瑕疵があった場合をどのように考えるべきかが問題となる。

#### 4. 第30, 3 不意打ち条項

中間試案は、「当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができない」約款条項は、組入れ要件によっては契約の内容とはならないとする。

要件のレベル感には幅がありうるものと思われるが、具体的水準・射程範囲については明らかではなく、本邦では裁判例も乏しい。また、中間試案では「中心部分」の取扱について特段差異を設けていないところ、生命保険約款中の保障の内容に関する規定（担保範囲を制限する規定）への適用をどのように考えるかが問題となる。

#### 5. 第30, 5 不当条項規制

中間試案は、組入れ要件で契約の内容となった約款条項につき、一定の要件を充足し、相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とすることとしている。

消費者契約法においては、契約の主要な目的、及び、商品等とその対価の均衡性については、不当条項規制の適用対象外とされてきたが、民法においては解釈に委ねることとされており、生命保険約款中の保障の内容に関する規定（担保範囲を制限する規定）への適用をどのように考えるかが問題となる。

また、不当条項はしばしば説明・了解していても無効となるものと説明されるが、民法における約款を対象とする不当条項規制においてもそのように解すべきか、検討の余地があるものと思われる。

#### 6. 第30, 4 約款の変更

中間試案では、既契約に適用される約款について、約款使用者の側から一方的な変更を認めるか否か、引き続き検討することとされている。

生命保険契約は、契約を締結した時々の約款が適用される。これまで実務では、契約した年代ごとに条件が異なる契約を重層的に管理する体制を構築し、既契約約款の変更は、保険法施行に伴うものなどを除き、基本的に行われてこなかった。しかし、賃貸借や信託と同様に、極めて長期間継続する保険契約においては、契約期間中に契約を取り巻く環境が変化することは避けられない。既契約約款の変更を検討すべき場合は、少なからずあるものと思われる。